

川崎重工業株式会社

NO.2024087

2025年2月7日

各 位

会 社 名	川崎重工業株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
コ ー ド 番 号	7012 東証プライム・名証プレミア
問 合 せ 先 責 任 者	執行役員 コーポレートコミュニケーション総括部長 鳥居 敬
	【東京】TEL 03-3435-2130
	【神戸】TEL 078-371-9531

**管理職層向けインセンティブ・プラン（RS 信託）の導入及び
信託における株式取得に関する事項の決定に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、川崎重工業株式会社、川崎車両株式会社及びカワサキモーターズ株式会社（以下、総称して「制度対象会社」といいます。）の一部の管理職層向けインセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）であるRS信託を設定し、当該信託の受託者が行う当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）取得に関する事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の趣旨

グループビジョン2030「つぎの社会へ、信頼のこたえを～Trustworthy Solutions for the Future～」の実現に向けて、今般、制度対象会社の管理職層のうち、全社の経営に大きな影響を与える役割を担う従業員（以下「従業員」といいます。）を対象に当社株式を交付する制度を導入することといたしました。本制度の導入は、グループビジョン2030の趣旨を踏まえ、企業価値向上を図る取り組みの一つです。

従業員に当社株式を交付することで「従業員株主」として、会社の所有者としての意識を従業員がもち、投資家の皆さまと同じ視点をもった業務遂行意識の醸成を実現します。当社が株価を意識した経営を推進していく中で、本制度は今まで以上に従業員の経営参画意識を高め、人材の価値を引き出しながら企業価値を向上することができます。また、交付する当社株式に、退職までの譲渡制限を付すことで、持続的な企業価値向上を図るインセンティブを与えることを目的にしています。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社株式の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。

株式交付規程に基づき付与するポイントは「固定ポイント」と「業績ポイント」の2種類です。ポイントの構成要素は役員向け株式報酬制度との繋がりを意識して設定しています。

(1) 「固定ポイント」

評価対象期間（前年4月1日～当年3月31日）において、当該期間における職務等級や在職期間に応じて、ポイントが付与されます。

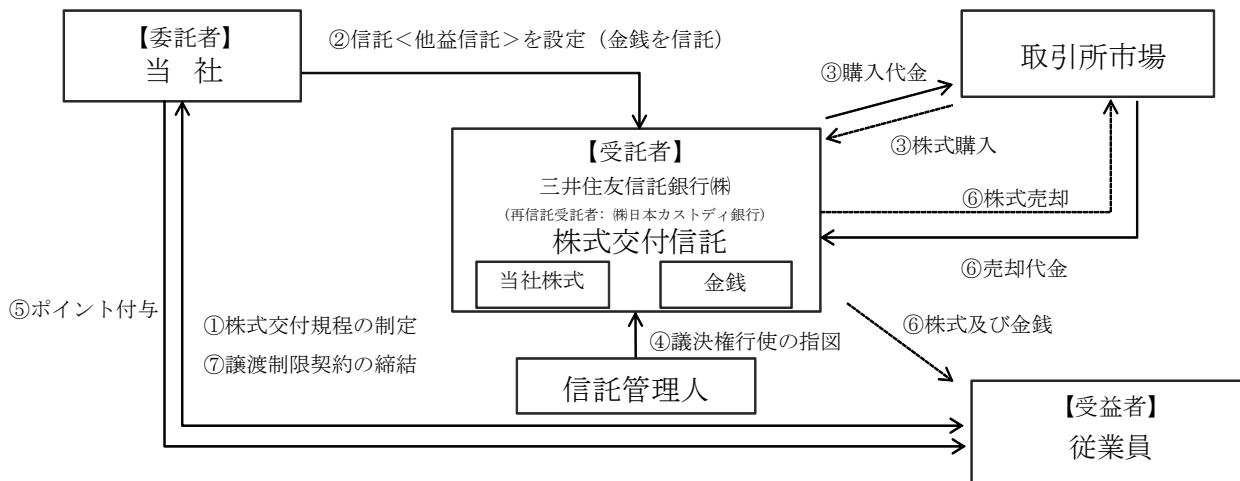
(2)「業績ポイント」

- ① CO₂削減を含む ESG 全般の取組みを促進するため、第三者機関評価 (Dow Jones Sustainability Index) を指標とし、当該評価結果に応じて、ポイントが付与されます。
- ② 企業価値向上に対する意識づけを強化するため、当社株式の株価を指標とし、当該株価に応じて、ポイントが付与されます。

交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものといたします。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は従業員を受益者とした株式交付信託 (他益信託) を設定します (本信託)。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、取引所市場 (立会外取引を含みます。) から取得する方法により一括して取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人 (当社及び当社役員から独立している者として) を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- ⑦ 交付される当社株式について、当社と当該従業員との間で、当社株式の交付日から退職する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結いたします。かかる譲渡制限は、当該従業員の退職時に解除されます (譲渡制限解除に条件を設けることがあります。譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償取得します)。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託 (再信託) します。

3. 本信託について

(1) 名称	管理職層向け株式交付信託 (RS 信託)
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定です
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
(8) 信託契約日	2025年2月18日
(9) 金銭を信託する日	2025年2月18日
(10) 信託終了日	2027年8月末日 (予定)

4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として当社が 信託する金額	419,000,000 円
(3) 取得する株式の総数	52,200 株 (上限)
(4) 株式の取得方法	取引所市場 (立会外取引を含みます。) からの取得
(5) 株式の取得時期	2025年2月18日～2025年3月21日 (予定)

以上